

「クロルフェナピル」「テブコナゾール」「メトキシフェノジド」「1-ナフタレン酢酸」「カルボスルファン」「ベンフラカルブ」「エンドスルファン」「クロリムロンエチル」「クロルタールジメチル」「デスメディファム」及び「フィプロニル」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

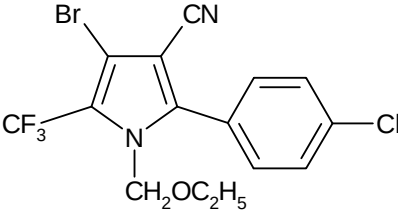
1. クロルフェナピル（農薬）
2. テブコナゾール（農薬）
3. メトキシフェノジド（農薬）
4. 1-ナフタレン酢酸（農薬）
5. カルボスルファン（農薬）
6. ベンフラカルブ（農薬）
7. エンドスルファン（農薬）
8. クロリムロンエチル（農薬）
9. クロルタールジメチル（農薬）
10. デスメディファム（農薬）
11. フィプロニル（農薬及び動物用医薬品）

クロルフェナピル

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 22 年 12 月 24 日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大」申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	クロルフェナピル (Chlorfenapyr)	
構造式		
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）	
作用機構	ピロール環を有する殺虫剤（殺ダニ剤）である。 ミトコンドリアにおける酸化リン酸化を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物：小豆（ハダニ類等）、かんしょ（ハスモンヨトウ等）、りんご（リンゴサビダニ等）等 今回、はくさい、ブロッコリー、しゅんぎく、にんじん、ほうれんそう、しょうが、豆類（未成熟）、小粒核果類への適用拡大申請	
	使用方法：散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準：なす科野菜等 E U 基 準：茶等 豪 州 基 準：りんご、畜産物等
食品安全委員会での評価等	【1】平成 17 年 10 月 4 日及び平成 18 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 9 月 27 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 21 年 1 月 20 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 21 年 11 月 5 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.026 mg/kg 体重/day	

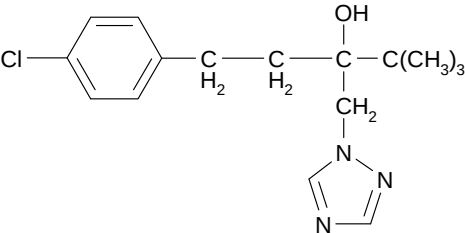
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

テブコナゾール

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 23 年 1 月 14 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	テブコナゾール (Tebuconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。 脂質生合成経路中のステロール合成における脱メチル化を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物：小麦（赤かび病等）、たまねぎ（灰色かび病等）、りんご（赤星病等）等 今回、うめ、かき、茶への適用拡大申請及び干しぶどうへの基準値設定依頼	
	使用方法：散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/day
	国際基準	小麦、大麦、ぶどう、畜産物等
	諸外国	米 国 基 準：大麦、核果類、畜産物等 カナダ基準：小麦、ぶどう、畜産物等 E U 基 準：小麦、大麦、ぶどう等 豪 州 基 準：穀類、ぶどう等 ニュージーランド基準：豆類、核果類等
食品安全委員会での評価等	平成 18 年 9 月 4 日 及び 平成 19 年 2 月 23 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 7 月 5 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.029 mg/kg 体重/day	

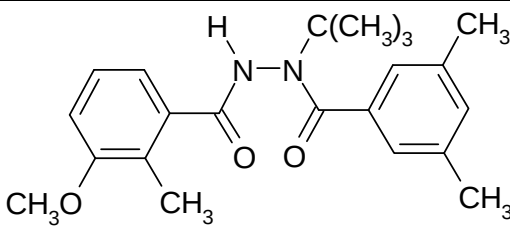
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メトキシフェノジド

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 22 年 12 月 14 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	メトキシフェノジド (Methoxfenozide)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ベンゾイルヒドラジン系の殺虫剤である。 昆虫の脱皮ホルモン様作用を有し、幼虫に異常脱皮を促すことで殺虫活性を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 稲(イネツトムシ等)、キャベツ(コナガ等)、ブロッコリー(ハスモンヨトウ等)等 今回、だいこん、かんしょへの適用拡大申請	
	使用方法: 散布等	
国際機関 海外での 評価状況	JMPR	A D I = 0.1 mg/kg 体重/day
	国際基準	キャベツ、ブロッコリー、畜産物等
	諸外国	米 国 基 準: 大豆、ほうれんそう等 カナダ基準: りんご、畜産物等 E U 基 準: かんきつ類、仁果類等 豪 州 基 準: 綿実、ブルーベリー等 ニュージーランド基準: 仁果類、キウイフルーツ等
食品安全委員会 での評価等	【1】	平成 19 年 2 月 5 日及び平成 19 年 6 月 25 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 19 年 10 月 18 日 食品健康影響評価結果 受理
	【2】	平成 21 年 6 月 8 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 22 年 1 月 7 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.098mg/kg 体重/day

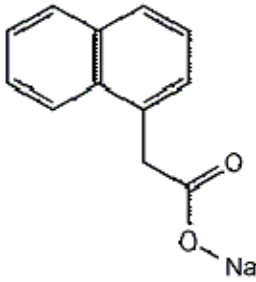
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会

1-ナフタレン酢酸

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 23 年 1 月 14 日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大」申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	1-ナフタレン酢酸ナトリウム (1-Naphthaleneacetic acid, sodium salt)	
構造式		
用途	植物成長調整剤	
作用機構	ナフタレン酢酸系の植物成長調整剤である。 ホルモン作用であるオーキシン活性を持つと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: みかん、りんご等 今回、かんきつ(みかんを除く)への適用拡大申請	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準: オレンジ、仁果類等 E U 基 準: 仁果類等 豪 州 基 準: りんご、なし、パイナップル
食品安全委員会での評価等	平成 19 年 8 月 6 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 20 年 7 月 24 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.15 mg/kg 体重/day (ナトリウム塩として)	

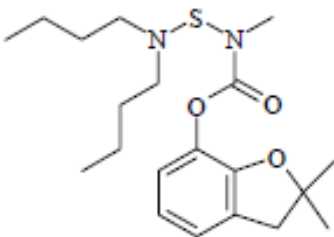
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

カルボスルファン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 22 年 10 月 27 日、農林水産省からの魚介類への基準値設定の要請を受理
- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	カルボスルファン（Carbosulfan）	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	カーバメート系の殺虫剤である。 アセチルコリンエステラーゼ阻害により殺虫活性を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている 適用作物：水稻（イネミズゾウムシ等）、なす（アブラムシ類等）、 ねぎ（ネギアザミウマ等）等 今回、魚介類への基準値設定の要請	
	使用方法：散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	A D I =0.01 mg/kg 体重/day
	国際基準	とうもろこし、てんさい、綿実、畜産物等
	諸外国	E U 基準：茶、ホップ等
食品安全委員会での評価等	初回	

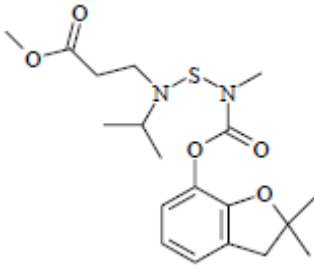
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ベンフラカルブ

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 22 年 10 月 27 日、農林水産省からの魚介類への基準値設定の要請を受理
- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	ベンフラカルブ (Benfuracarb)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	カーバメート系の殺虫剤である。 アセチルコリンエステラーゼ阻害により殺虫活性を示すと考えられている。	
日本における 登録状況	登録がなされている 適用作物：水稻（イネミズゾウムシ等）、なす（アブラムシ類等）、 ねぎ（ネギアザミウマ等）等 今回、魚介類への基準値設定の要請	
	使用方法：散布等	
国際機関、 海外での 評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	E U 基準：茶、ホップ等
食品安全委員会 での評価等	初回	

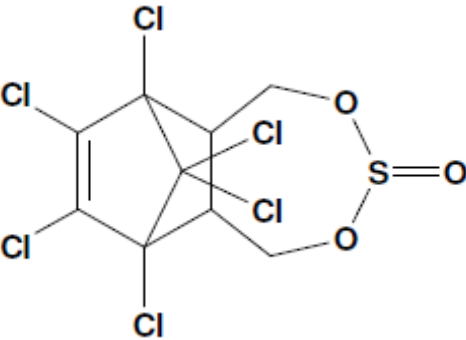
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

エンドスルファン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	エンドスルファン（Endosulfan）	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	有機塩素系の殺虫剤である。 GABA受容体に作用し、神経を興奮させることで痙攣を起こし、殺虫効果を示すものと考えられる。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	A D I =0.006 mg/kg 体重/day
	国際基準	大豆、きゅうり、畜産物等
	諸外国	米 国 基 準：小麦、レタス、畜産物等 カナダ基準：ほうれんそう、りんご等 E U 基 準：ぶどう、綿実、茶等 豪 州 基 準：キャベツ、ブロッコリー、仁果類等
食品安全委員会での評価等	初回	

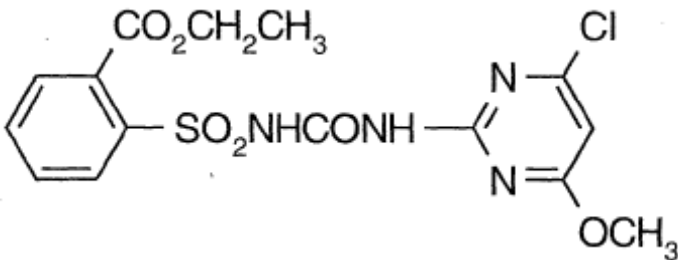
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

クロリムロンエチル

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	クロリムロンエチル (Chlorimuron-ethyl)	
構造式	 (Pesticide Manual 12th Edition より)	
用途	除草剤	
作用機構	スルホニルウレア系の除草剤である。 植物体内でのアミノ酸の生合成を阻害することで、細胞分裂や植物生長を停止させることにより作用すると考えられる。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準：大豆、らっかせい等 カナダ基準：らっかせい
食品安全委員会での評価等	初回	

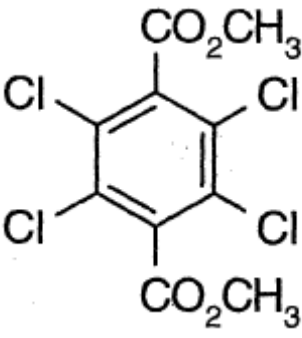
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

クロルタルジメチル

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	クロルタルジメチル（Chlorthal-dimethyl）	
構造式	 (Pesticide Manual 12th Edition より)	
用途	除草剤	
作用機構	有機塩素系の除草剤である。 胚軸や子葉鞘に吸収され、発芽を阻止することにより作用すると考えられる。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	カナダ基準：豆類、かぶ、からし菜等 E U 基準：豆類、だいこん、いちご等 豪 州 基準：野菜類等
食品安全委員会での評価等	初回	

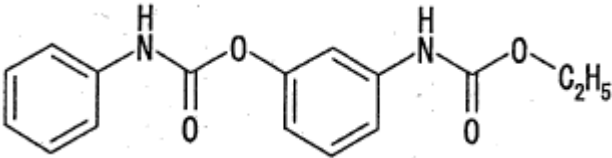
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

デスメディファム

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	デスメディファム（Desmedipham）	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	カルバニラート系の除草剤である。 非ホルモン型、吸収移行性の光合成阻害剤で、雑草の茎葉部に処理することによって効果を示す。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: てんさい	
	使用方法：散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準：てんさい、ほうれんそう等 E U 基 準：てんさい等
食品安全委員会での評価等	初回	

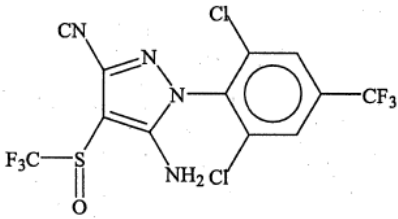
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フィプロニル

1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	フィプロニル (Fipronil)	
構造式		
用途	殺虫剤（農薬、動物用医薬品）	
作用機構	フェニルピラゾール系の殺虫剤である。 シナプスでの GABA 拮抗作用による抑制性神経伝達の阻害により、殺虫作用を示すものと考えられている。	
日本における登録等の状況	【農薬】 登録がなされている。 適用作物：水稻（ウンカ類等）、さとうきび（ハリガネムシ類等）、はくさい（コナガ等）等	
	使用方法：散布等	
	【動物用医薬品】 イヌ及びネコを対象動物として承認されている。（ノミ、マダニの駆除）	
	使用方法：皮膚投与	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	A D I = 0.0002 mg/kg 体重/day
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	小麦、ばれいしょ、てんさい、畜産物等
	諸外国	米 国 基 準：ばれいしょ、畜産物等 E U 基 準：てんさい、畜産物等 豪 州 基 準：アスパラガス、畜産物等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

JECFA：FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

○評価依頼が 2 回目以降の剤に関する追加データリスト

【クロルフェナピル】

- ・ 作物残留試験 (国内)

【テブコナゾール】

- ・ 作物残留試験 (国内)

【メトキシフェノジド】

- ・ 作物残留試験 (国内)

【1-ナフタレン酢酸】

- ・ 作物残留試験 (国内)